

令和2年 8月 吉日

居宅介護支援事業所 各位

短期入所生活介護事業所 つるのほら
施設長 洲上 美賀
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る報酬上の取り扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のことと、お喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、ご存じの通り令和2年6月1日に厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて」（第12報）にて短期入所生活介護事業所においては、事業所が提供するサービス日数を3で除した数（端数は切り上げ）の回数分について基本報酬に加えて【緊急短期入所受入加算】を算定可能とするとの通達がありました。

ショートステイにおきましても、令和2年9月1日より介護報酬の算定を行ってまいりますのでご連絡いたします。

コロナウイルスの対応等でご多忙かとは思われますが、当施設も感染予防を徹底し利用者様に安心、安全、満足していただけるサービスを提供していく所存ですので、何卒ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

敬具

▼(例)1か月のサービス提供日数が10日の場合、

→基本報酬に加えて、4日分(10日÷3=3.33を切り上げ)の【緊急短期入所受入加算】

問い合わせ先

短期入所生活介護事業所 つるのほら
特別養護老人ホームつるのほら生活相談員 河野
TEL 096-345-1101